

訓 番	令 号	教育委員会訓令名	公布年月日
1		さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令について	平成30年3月23日

さいたま市教育委員会訓令第1号

さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令

さいたま市教職員服務規程（平成13年さいたま市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休暇)</p> <p>第10条 教職員が、さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第15条に規定する年次有給休暇又はさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第9号。以下「勤務時間等規則」という。）第24条第1項第3号本文に規定する休暇（以下「産前産後の休暇」という。）を受けようとするときは、年次有給休暇については年次有給休暇届簿（様式第4号）、産前産後の休暇については特別休暇簿（様式第5号）により、<u>校長（校長の引き続き3日以上）の年次有給休暇又は産前産後の休暇にあっては教育長</u>）に届け出なければならない。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 教職員が、条例第17条に規定する特別休暇（産前産後の休暇を除く。）を受けようとするときは、特別休暇簿により、<u>校長（校長の引き続き3日以上）の特別休暇にあっては教育長</u>）に願い出なければならない。</p> <p>7～12 [略]</p> <p>様式第9号（第10条関係） 要介護者の状態等申出書</p> <p>[略]</p> <p>1 要介護者に関する事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>年齢</u></p> <p>(4) [略]</p>	<p>(休暇)</p> <p>第10条 教職員が、さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第15条に規定する年次有給休暇又はさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第9号。以下「勤務時間等規則」という。）第24条第1項第3号本文に規定する休暇（以下「産前産後の休暇」という。）を受けようとするときは、年次有給休暇については年次有給休暇届簿（様式第4号）、産前産後の休暇については特別休暇簿（様式第5号）により、<u>校長にあっては教育長に、その他の教職員にあっては校長に、それぞれ届け出なければならない。</u></p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 教職員が、条例第17条に規定する特別休暇（産前産後の休暇を除く。）を受けようとするときは、特別休暇簿により、<u>校長にあっては教育長に、その他の教職員にあっては校長に、それぞれ願い出なければならない。</u></p> <p>7～12 [略]</p> <p>様式第9号（第10条関係） 要介護者の状態等申出書</p> <p>[略]</p> <p>1 要介護者に関する事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>教職員との同居または別居の別</u> <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居</p> <p>(4) [略]</p>

- 2 [略]
- 3 具体的な介護の内容
- 4 教職員が介護を行う必要がある理由
- 5 [略]

注1 [略]

注2 「2 要介護者の状態」には、要介護者が負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある状態であることが明らかになるように具体的に記入する。

注3 「3 具体的な介護の内容」には、教職員が行う介護の内容の詳細が明らかになるよう具体的に記入する。

注4 「4 教職員が介護を行う必要がある理由」には、教職員以外に介護する者がいない等、教職員が要介護者を介護しなければならない状況が明らかになるように具体的に記入する。

様式第36号（第28条関係）

- [略]
- 1 兼職（兼業）
 - (1) 兼職（兼業）名
 - (2) 場所
 - (3) [略]
 - (4) 兼職（兼業）に従事する期間及び時間
 - (5) 兼職（兼業）により受ける給与、報酬等
- 2 現在の勤務時間の割振り
- 3～5 [略]

- 2 [略]

- 3 [略]

注1 [略]

注2 「2 要介護者の状態」には、教職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況が明らかになるよう、具体的に記入する。

様式第36号（第28条関係）

- [略]
- 1 兼職（兼業）
 - (1) 場所
 - (2) 兼職（兼業）名
 - (3) [略]
 - (4) 兼職（兼業）により受ける給与、報酬等
 - (5) 兼職（兼業）に従事する期間及び時間
- 2 現在の勤務時間の割振りと勤務態様別時間表
- 3～5 [略]

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。